

意見書案第 13 号

沖縄での米軍による性被害根絶を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

沖縄での米軍による性被害根絶を求める意見書

沖縄では、米軍基地があるがゆえに、米兵による犯罪が繰り返されている。沖縄の日本復帰から2023年までの51年間で、米軍人・軍属等による刑法犯の摘発は、6,235件である。そのうち、1995年の少女暴行事件や2016年の女性暴行殺人事件など、殺人や性暴力などの凶悪犯は586件にも上り、後を絶たない状況である。

今年5月26日には、米海兵隊による性的目的の女性暴行致傷事件が発生した。2023年1月から今年5月末までの間に、性的暴行事件が他に4件あったことが明らかになった。直近では7月4日に女性へのわいせつ行為の疑いで米海兵隊員が現行犯逮捕された。全国に衝撃を与えたのは、昨年の12月に米兵が16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えるという事件があったにもかかわらず、3月27日の起訴から3カ月も経過しているのに、外務省は沖縄県に対して情報共有をしていなかったことなど、事件を隠ぺいしていたことは、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に対する認識の甘さである。女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的・精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではない。

米兵による性被害を繰り返さないためには、米軍の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制、犯罪事案については、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報など抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策などを徹底することが必要である。

よって、政府においては、沖縄での米軍による性被害根絶のため、事件の徹底究明、抜本的な対策を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

あて

防衛大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

意見書案第 1 4 号

敦賀原発 2 号機「不適合」を受けて廃炉の決断を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

敦賀原発２号機「不適合」を受けて廃炉の決断を求める意見書

日本原子力発電の敦賀原発２号機について、原子力規制委員会が「新規制基準に適合していると認められない」と不適合の判断をした。新規制基準では、活断層の上に安全上重要な施設を建てることを禁じている。東京電力福島第一原発事故後にできた新規制基準施行後初めての判断である。建てるはいけない場所に建てられた原発は、廃炉にするしかない。

原子炉規正法は、原発の位置、構造、設備について「災害の防止上支障がないもの」である。規制基準は、地震によって安全機能が損なわれないことだけではなく、原子炉建屋等の重要施設が設置される地盤には、将来活動する可能性がある断層等が露出していないことを確認するよう求めている。もし建屋の地盤が断層活動で上下左右に大きくずれれば、原子炉建屋の損傷、冷却上重要な配管の損傷などは避けがたく、福島原発のような重大事故に至る危険がある。

日本原電は、問題の断層は活断層ではないとして、２０１５年に規制基準適合審査を申請、９年間にわたる調査、検討の結果が、今回の「不適合」である。

地震国日本で、原発が如何に危険かは、福島原発事故で明らかである。

よって、敦賀原発２号機「不適合」の判断を受け、その危険性を直視し、廃炉の決断を求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣

財務大臣

あて

内閣府特命担当大臣（原子力防災）

経済産業大臣

意見書案第 15 号

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	山	岡	光 広
同	同	岡	田	重 美

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

教員の長時間労働は深刻である。２０２３年４月に文科省が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で１１時間２２分、同中学校教諭で１１時間３３分となっている。長時間労働が常態化しており、看過できない状況にある。

こうした現状を反映して、教員志願者は減少している。一方、早期退職者、病気休職者は増加している。そして、学校現場では産育休や病休者の代替が確保できない状況が広がっている。教員未配置により、残された教員の負担が増大し、その結果心身を病む教員が出るという負の連鎖が起こっている学校も少なくない。

これらは、教員の勤務条件の問題であると同時に、子どもたちの教育保障に関わる問題であり、子どもの未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。教員の長時間労働と教員不足の改善は、いまや一刻の猶予もない。

そもそも教員に長時間労働をもたらしている業務は、授業準備であり、校務分掌業務であることは種々の調査からも明らかである。これらの業務は、緊急的、臨時的に発生するものではなく、いわば教員の本務である。それが時間内に終わらないということは、業務に見合う定数が確保できていないことを意味する。大幅な教員定数増が求められている。

また、１９７１年に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」では、公立学校の教員に時間外手当を支給せずに、教職調整額を支給することを定めている。時間外手当を支給しないとなれば、時間外労働を計測する必要がなくなり、労働時間規制が曖昧になることは避けられない。教員は、時間外労働の歯止めがない中で、長時間労働を強いられているのである。教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を規制するために給特法の見直しは急務といえる。

よって、政府において、教員の長時間勤務を抜本的に改善し、豊かな学校教育を実現するために、少なくとも次の２点について、適切な措置を講じることを強く求める。

- ① 学校の業務量に見合った教職員配置をすること
- ② 勤務時間の管理と時間外勤務を規制するために、教員にも時間外手当を支給すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣
文部科学大臣 あて

意見書案第 16 号

慢性閉塞性肺疾患(C O P D)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

提出者	甲賀市議会議員	木	村	眞	雄
賛成者	同	田	中	將	之
同	同	堀		郁	子

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM_{2.5}などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺泡が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺泡）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2000人にとどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組みの強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組みを強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

一、地域におけるCOPDの検査体制の強化

- ・地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。
- ・画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。

一、受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

- ・地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組み推進へのインセンティブ制度の導入。
- ・COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
- ・COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

一、COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

- ・COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。

- ・COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年9月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
財務大臣

意見書案第 17 号

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

提出者	甲賀市議会議員	田 中 將 之
賛成者	同	木 村 眞 雄
同	同	堀 郁 子

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023（令和5）年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2019年の75歳以上・80歳以上の免許保有者数（75歳以上583万人・80歳以上229万人）は、2009年の数値（75歳以上324万人・80歳以上119万人）と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組みが進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して、すべての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取り組みを求める。

記

一、高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。

一、自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年9月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣
国土交通大臣
経済産業大臣

あて